

同 窓 会 会 則

第1章 総 則

第1条 本会は千葉県立成田北高等学校同窓会と称し、事務局を千葉県立成田北高等学校内に置く。

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に資することを目的とする。

第2章 会員と役員

第3条 本会は次の会員をもって組織する。

1. 正 会 員 千葉県立成田北高等学校卒業生（中退者は会長の承認を受け会員とする）
2. 準 会 員 千葉県立成田北高等学校在校生
3. 特別会員 千葉県立成田北高等学校現職員及び旧職員

第4条 本会は次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名
3. 書記 2名
4. 会計 2名
5. 監査 2名
6. 常任幹事 若干名
7. 学年幹事長 若干名（各学年で1名）
8. 学年幹事 若干名（各学年で各クラス男女2名）

第5条 本会の役員の任務は次のとおりである。

1. 会長は本会を代表し、会務を掌り会議の議長となる。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
3. 書記は記録にたずさわる。
4. 会計は会計事務にたずさわる。
5. 監査は会計監査をする。
6. 常任幹事は会務を処理する。
7. 学年幹事長、学年幹事は常任幹事に協力し、会員への連絡と学年会の統轄に当る。

第6条 本会の役員は次のとおり選出する。

1. 会長、副会長、監査は総会で正会員より選出する。
2. 書記は会長が委嘱する。
3. 会計は会長が委嘱する。
4. 常任幹事は学年幹事長、学年幹事及び学校職員より会長が委嘱する。
5. 学年幹事長、学年幹事は各卒業年度の正会員より会長が委嘱する。

- 第7条 本会は、顧問を置くことができる。
1. 顧問は会長が委嘱し、役員会の承認を得る。
 2. 顧問は会長の諮問にこたえる。

第8条 本会役員任期は2年とし、再任は妨げない。

第3章 会 議

- 第9条 本会の会議は総会及び役員会とし、会長が招集する。
- 2 総会は毎年黎明祭一般公開日午後2時30分より母校において開催する。
但し、必要があるときは臨時に開くことが出来る。
 - 3 総会は本会の予算、決算、会則の変更及び重要事項を議決する。

第4章 事 業

- 第10条 本会は目的達成のため次の事業を行う。
1. 会報の発行
 2. 会員名簿の作成
 3. その他本会の目的を果たすために必要な事業

第5章 会 計

第11条 本会の経費は、正会員の終身会費及び寄付金をもって支弁とする。

第12条 終身会費は入会するとき金4,000円を納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。

附 則

本会会則は昭和58年3月9日から実施する。

本会会員は住所、姓名に変更を生じたとき、事務所に通知しなければならない。

平成 6年 8月 7日 一部改正

平成15年 8月 3日 一部改正

平成18年 7月23日 一部改正